

視野障害患者に対するレーザーポインターを使用した視覚代償訓練について

桔梗ヶ原病院

藤原敦史

【はじめに】今回、半盲性暗点を呈した症例に対し視覚代償訓練を実施した。訓練によって、患者本人が疾患を理解し、視野障害に対して代償手段の獲得に至ったため報告する。

【対象】30代男性。202X年Y月、脳挫傷によりA病院へ緊急搬送され、1病日目に外減圧術と血腫除去術を施行し、54病日目に運転希望あり当院へ転院となった。143病日目に眼科受診を行い、ゴールドマン視野検査で上方30°、右側30°の位置に半盲性暗点が確認された。

【方法】148病日目からレーザーポインターを用いた訓練を実施した。患者は機能訓練室の壁から1m離れた所に立ち、壁を注視する。患者が注視した箇所に目印を付け、目印から上方50cm、下方50cm、右側1m、左側1mの十字になるよう線を引く。患者は目印を注視し、セラピストは患者の後方からレーザーポインターを使用し視覚情報を提示する。

【結果】ゴールドマン視野検査の結果と同様の位置にレーザーポインターの光が見えなくなる場所がみられた。上記の方法で本人とセラピストが暗点部を理解し共有することができた。また、訓練を反復する中で、暗点部に素早く注意を向ける眼球運動の方法と頸部を右回旋させて暗点部を代償する方法を習得することができた。

【結語】現在、視野障害を呈する患者への運転リハビリテーション訓練の方法は確立していない。本症例の経験から、患者自身が疾患を理解すること、代償手段を獲得することが運転再開に必要な要因ではないかと示唆された。